

議事要旨(2) 財務諸表表示専門委員会における検討状況について

新井常勤委員（専門委員長）より、①包括利益の表示、②非継続事業に関する損益の損益計算書上の区分表示、③継続企業の前提に重要な不確実性が存在する場合の注記については、IASBとFASBの今後の検討によっても変更されないと考えられるため、短期的に対応してはどうかということが提示された。次に、荻原主任研究員より、「財務諸表の表示に関する論点の整理」に対するコメントの概要とコメントへの対応案が説明された（審議事項（2）参考）。

説明の後、委員からの主な発言(●印)及び事務局からの返答は次のようなものであった。
(包括利益の表示方法について)

- 当期純利益の重要性とリサイクリングの必要性をASBJとして主張してきたことから、短期的には2計算書方式のみとすればよく、1計算書方式についてはIASBとFASBとの議論で確定されてから検討すればよい。
- 1計算書方式と2計算書方式とでは情報量に差異がないため、選択適用可能とする事務局案に賛成する。また、2計算書方式を採用する場合の連結包括利益計算書の表示方法としては、国際比較の観点から、少数株主損益調整前当期純利益から始まる（2案）を採用すべきである。
- 多くのコメントが包括利益の表示に賛成しているのは、現行の当期純利益の維持が前提となっているからであるという点を強調しておきたい。また、2計算書方式を支持している意見が多い点を考慮してもらいたいということ、さらに、1計算書方式の場合、（当期純利益及びその他の包括利益の表示の）繋がり方を検討する必要がある。
- 個人的には当期純利益を維持した1計算書方式を支持するものの、当面の対応としては、1計算書方式と2計算書方式を選択適用可能とする事務局案に賛成する。
- 1計算書方式と2計算書方式については、円卓会議を設けて関係者の意見を聴取してはどうか。

これらの意見に対して事務局からは、2計算書方式を前提とした案のうち、少数株主損益調整前当期純利益から開始されている（2案）を前提として1計算書方式を検討するとなると、その内訳項目として親会社株主と少数株主にそれぞれ帰属する分を開示すると考えられるため、今後、具体案を提示するとの説明が行われた。また、市場関係者の意見については、専門委員会で意見は聴取しているものの、デュー・プロセスにおいて、様々な意見を聞き出す必要もあるということが述べられた。

(非継続事業に該当した事業の遡及再表示)

- 実務負担が大きいとのコメントがあることから、再検討する必要がある。
これに対して事務局からは、①企業会計審議会からの中間報告も踏まえ、IFRSと収斂することが念頭に置かれていること、②IFRSや米国会計基準でも遡及再表示が行わ

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

れていること、③経営者及び財務諸表利用者にとって過去との比較情報は重要であると考えられることから、コメントへの対応として遡及再表示が妥当と記載しているとの説明が行われた。

(キャッシュ・フロー計算書の作成免除)

- キャッシュ・フロー計算書の免除を依頼する銀行業界からのコメント対応として、「IASBにおいても同様の議論があり、その動向を見ながら中長期的に検討する」とされているが、一般目的の財務諸表作成のための基準を作成するという観点からは、そのような免除規定は不適切である。

(第2部)

- 直接法によるキャッシュ・フロー計算書、調整表の要求に対しては反対の意見があり、この他、表示の一体性やセクション及びカテゴリーの区分についてコストがかかるものの、果たしてベネフィットがあるのか疑問である

以 上